

最近、大会で発表される方から、電気化学会事務局に著作権に関する問い合わせが寄せられることが多くなりました。ここではこれまでにあった質問とそれに関連する著作権上の FAQ をまとめましたので、発表される方はご一読ください。なお、講演要旨に関する FAQ は本会著作権 FAQ を要約した「電気化学会大会および秋季大会講演要旨についての著作権に関する FAQ」

https://copyright.electrochem.jp/abstracts_copyright_faq.pdf

をご覧ください。

プレゼンテーション資料

Q1. 発表資料に電気化学会のロゴを使用することはできますか？

A1. 電気化学会大会において本会ロゴを電気化学会員がプレゼンテーションの資料に使用する等、個人として使用する場合は申請の必要はありません。本会 HP 「電気化学会 ロゴマーク」のページ <https://www.electrochem.jp/logo/> にて、ベクトルデータを含むオリジナルロゴがありますので、必要に応じてご活用下さい。なお、学会の CI の保全のため、他所で使用されているロゴをコピーして用いることはご遠慮ください。

Q2. プレゼンテーション資料に他の学会で発表したり、論文で発表されたりした図表を転載して使用したいと思っています。これらの利用には何らかの手続きが必要でしょうか？また、転載の手続きはどのようにすればよいでしょうか？

A2. まず、利用の方法が「引用」か「転載」かについて御判断下さい。発表内容の中で比較のために他者のデータの一部を利用したり、記述の一部を従属的に引用したりする場合などは学術的に正当な引用行為として認められており、転載には当たりません。

【参考】「電気化学会出版物の著作権・二次利用に関する FAQ」 Q4-2

<https://doi.org/10.5796/denkikagaku.21-OT0033>

ここでは電気化学会の大会等で図表を丸ごとコピー・ペーストで貼り付けるなど、転載として使用するケースについて以下に記載しますので、状況に応じて適切に利用してください。

・ 発表者自身が過去の学会や研究会で発表したものを転載したい。

発表者が過去の学会発表において使用したものはその著作権を独占的に保持しているため、転載許可は必要ありません。但し、内部資料等で限定的に公開する前提で発表したものは、知的財産権の観点から、その内容を公開してよいか相手先に確認をとるようにしてください。

・ 発表者自身が論文・講演要旨等で公開したものを転載したい。

過去の出版物で掲載されたもののうち、著作権を譲渡しないオープンアクセス誌に掲載されたものは、使用に差し支えないと考えられます。一方、出版者に著作権を譲渡した場合は、多くの場合、無料で使用できることが多いものの、転載許諾申請を要求する出版社がほとんどです。場合によっては有料となる場合もありますので、該当の論文の出版社の著作権に関するアナウンスをご覧ください、適切に手続きをおとり下さい。

- ・ 発表者以外の第三者により論文・講演要旨・報道等で公開されたものを転載したい。

他者が発表した論文・講演要旨等の成果物を転載するときは、Creative commons のライセンスにより二次利用を認めているオープンアクセス論文の場合を除き、転載許諾申請が必要かどうか出版元の HP 等で必ず確認してください。また、新聞、雑誌、インターネット上の掲載物等については、たとえ発表者に関連する話題が掲載されているケースであっても転載許諾が必要であり、場合によっては、金銭的補償を伴う許諾申請が必要となります。これまで安易に使用されているケースが散見されますが、必ず適正な手続をお取り下さい。本会はプレゼンテーション資料の著作権譲渡を求めていないため、万一、著作権上のクレームや無断利用の嫌疑が発生した場合、その対応はすべて発表者に行っていただくこととなりますので、十分ご注意ください。

- ・ 電気化学会で刊行された出版物（論文・記事・書籍・講演要旨等）を使用したい。

電気化学会で刊行された各種出版物を転載利用する場合、その出版物の著者に依らず、電気化学会の各種会員はいずれも無償で使用できます。また、招待講演者、秋季大会で非会員が発表する場合は、特例として電気化学会の出版物を無償で利用することができます。ただし、転載の典拠の記載は必ず行うようにしてください。

【参考】「電気化学会出版物の著作権・二次利用に関する FAQ」 Q4-1

<https://doi.org/10.5796/denkikagaku.21-OT0033>

Q3. プレゼンテーション資料について転載許諾を撮るため Copyright Clearance Center(CCC)で手続を取ろうとしたところ、“Lifetime Unit Quantity” の入力を求められました。この数はどのように回答すればよいのでしょうか？

A3. “Lifetime Unit Quantity”とは予想される一定期間の間に該当する資料を閲覧する固有の人数を示し、学会を対象とした場合は聴講者数が該当します。この聴講者数は発表する各会場の実際の聴講者数や定員数ではなく、要旨集と同様、講演を聴衆できる資格のある人数と見なされています。CCC においては最近の大会の参加者数としては大会では 4,999 人以内、秋季大会では 999 人以内と回答していただいで差し支えありません。（多くの出版物の場合、これらの人数の範囲で許諾の可否に関わったり、有償による許諾が必要な場合の補償額が代わったりすることはほとんどありません。）

Q4. 学生の発表資料はは教育を目的としているので、著作権が適用されないのではないのでしょうか？

A4. 学会による発表は課程で定められた講義等の要件ではなく、学生の研究活動であるため、著作権の適用除外となる教育行為にはあたりません。また、学生が発表する資料についても教育用途とは見なされず、大学における研究行為として、著作権が適用されます。使用に当たって申請や補償が必要な場合は使用する資料の出版元に対して、必ず転載許諾申請をお取り下さい。

【参考】「電気化学会出版物の著作権・二次利用に関する FAQ」 Q3-7

<https://doi.org/10.5796/denkikagaku.21-OT0033>

会場で

Q5. 要旨だけでなく、プレゼンテーション資料は学会の参加者だけに一時的に見せるだけですが、ここに記載された内容も知的財産権上の公知の事実となるのでしょうか？

A5. この質問は著作権に関するものではなく、知的財産権に関わるものですが、その観点においては、聴講者がたとえ少数であり、限定的かつ短時間に公開したものであっても発表内容全体が公知の事実とみなされます。特許出願上、公開を忌避される場合は、発表そのものをお控えいただくか、特許法第30条第2項に係る発明の新規性喪失の例外規定の適用をご検討ください。

Q6. プレゼンテーション資料を撮影・キャプチャしたり、発表を録画・録音したりすることは禁止されていますか？あるいは同じグループの発表を撮影・キャプチャ・録画・録音をすることは許可されるのでしょうか？

A6. 本会が主催する大会では「参加者は発表者が口頭で発表することをその場、その時に限り聴講する」という相互信頼の下で発表を行っていただいています。これはオンラインによる聴講であっても同じです。従って、発表における撮影・録画・録音等の行為は出版物の複写と同等の行為であり、著作権者である発表者（厳密には共同発表者全員）の許諾がなければ、行ってはなりません。一方、発表者または共同発表者が自らの発表を撮影・録画・録音を行うことは著作権上、認められていると言えます。しかしながら、これらの行為を大会の会場において無断で行われた場合、第三者はその行為が正当であるかどうか判断できませんので、一律にご遠慮いただいています。もし、発表者の許諾の下で発表を撮影・録画・録音する場合には、同じグループ（共同発表者）によるかどうかにかかわらず、事前に必ず発表者と撮影者が共に座長（司会者）から許可を得るようにしてください。ただし、会場の秩序を保つ必要性やオンラインによる行為は確認できないという理由で、許可されなかったり、会場係からお声掛けしたりする場合があります。どうか御了承下さい。

2022年3月24日初版

2023年4月24日FAQ更新に伴う改訂